

フローリス介護老人保健施設 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人社団薫会が開設するフローリス介護老人保健施設(以下「事業所」という)が行う介護老人保健施設(以下「施設」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者等が要介護状態にあると認定された高齢者等に対して適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サーピス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、**利用者**がその利する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指す。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

① 名称;フローリス介護老人保健施設

② 所在地;尼崎市西難波町6丁目11番6号

第2章 従業員の職種、人員数及び職務内容

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 ;管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。
- ② 医師 ;医師は、入所者に適切な医療を提供する。
- ③ 理学・作業療法士 ;理学・作業療法士は‘入所者のリハビリテーション指導を行う。
- ④ 看護職員 ;看護職員は‘入所者の健康管理及び適切な処置を行う。
- ⑤ 薬剤師 ;薬剤師は、入所者の服薬管理及び薬剤管理を行う。
- ⑥ 介護職員 ;介護職員は、運営基準に従って入所者の介護を行う。
- ⑦ 支援相談員 ;入所相談その他必要な事務を行う。
- ⑧ 介護支援専門員 ;施設サービス計画の作成その他の必要な事務を行う。
- ⑨ 管理栄養士 ;入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、
食事相談を行う。
- ⑩ 事務員 ;一般事務及び庶務業務を行う。

【人員】 2021年07月01日 現在

従業者の種類	人数	区分				常勤換算後の人数	指定基準	保有資格等
		常勤		非常勤				
		専従	兼任	専従	兼任			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
医師	1	1				1.0	1	医師
介護支援専門員	1	1				1.0	1	介護支援専門員 6 名 社会福祉士 4 名 介護福祉士 32 名 ヘルパー 14 名 看護師 18 名 准看護師 0 名 理学療法士 11 名 作業療法士 2 名 管理栄養士 2 名 薬剤師 2 名
支援相談員	3	3				3.0	1	
看護職員	18	6		12		12.0	9	
介護職員	46	34		12		36.0	24	
機能訓練指導員	13	10		3		8.1	1	
管理栄養士	2	2				2.0	1	
薬剤師	2			2		0.6		
事務職員	4	2		2		3.3		
業務補助	14			14		9.5		

ただし、上記人員については、異動時期や緊急やむを得ない事情がある場合には、介護保険法その他の法令に定める範囲において増減を認めるものとする。

第3章 入所定員

(入所定員)

第5条 施設の**入所定員**は、100 人とする。

2 ただし、空床を利用して短期入所療養介護を行うことがある。

(定員の道守)

第6条 施設は、100 人を超える**利用者**に対して同時に介護保健施設サービスを行ってはならない。ただし、**地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除く。**

(施設・設備に関する基準)

第7条 施設は、法令その他に従い必要な設備を有することに努める。

(療養室の定員)

第8条 施設の療養室及び定員を以下に定める。

療養室の種類	1F(人)	2F(人)	3F(人)	4F(人)	計(人)
多床室	—	3	3	—	6
基準室	9	19	16	—	44
個室	—	14	13	23	50
定員	9	36	32	23	100

2 上記療養室のうち、定員が1人の療養室を利用している場合には、特別な療養室を提供したものと、別に定める料金表により利用料を徴収する。ただし、それは50床以内とする。

第4章 介護老人保健施設事業の内容

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第9条 介護保健施設サービスは、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて、その者の療養を妥当かつ適切に行う。

2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮して行わなければならない。

3 施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう指導または説明を行う。

4 施設は、介護保健施設サービスの提供にあたり身体拘束は行いません。ただし、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合、別に定める手続き等により、身体拘束その他入所者の行動を制限することがあります。

5 施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るように努める。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第10条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 施設は、介護保健施設サービスの提供開始に際し、あらかじめ、**利用**申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他**利用**申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 前項の被保険者証に認定審査会の意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所)

第13条 施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

3 施設は**利用**申込者の病状等を勘案し、**利用**申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院または診療所を紹介するなどの適切な措置を講じなければならない。

4 施設は、**利用**申込者の入所に関しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、**利用**者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

6 前項の検討に当たっては、医師、理学・作業療法士、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員、管理栄養士等の従業者の間で協議しなければならない。

7 施設は、**利用**者の退所に際しては、その者またはその家族に対して、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない**利用**申込者については、入所申込者の意思を踏まえて当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該**利用**者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第 15 条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(健康手帳への記載)

第 16 条 施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、**利用者**の健康手帳(老人保健法第 13 条の健康手帳をいう。以下同じ)の医療に係るページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 17 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第 18 条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という)は、施設サービス計画の作成に当たっては、別に厚生労働省が示す適切な課題分析の方法により、**利用者**について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて**利用者**が現に抱える問題点を明らかにし、**利用者**が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき問題を把握するように努める。

3 計画担当介護支援専門員は、**利用者**及びその家族の希望、**利用者**について把握された解決すべき課題並びに医師の診療方針に基づき、当該**利用者**に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の従業者との協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、**利用者**に対して説明し、同意を得る。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、介護保健施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況を行うとともに、**利用者**についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

6 第 2 項から第 4 項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更についても準用する。

(**利用者**に関する市町村への通知)

第 19 条 介護保健施設サービスを受けている**利用者**が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

① 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(診療方針)

第20条 医師の診療方針は、次に掲げるところによるものとする。

- ① 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病または負傷に対して、的確な診療を基とし、療養上妥当かつ適切に行う。
- ② 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、**利用者**の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果もあげることができるよう適切な指導を行う。
- ③ 常に**利用者**の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、**利用**所者またはその家族に適切な指導を行う。
- ④ 検査・投薬・注射・処置等は、**利用者**の病状に照らして妥当かつ適切に行う。
- ⑤ 特殊な療法または新しい療法等については‘別に厚生労働大臣が定める以外は行ってはならない。
- ⑥ 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を**利用者**に施用または処方してはならない。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第21条 施設の医師は、**利用者**の病状からみて当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院もしくは診療所への入院のための措置を講じ、または他の医師の対診を求めるなど診療について適切な措置を講じる。

2 施設の医師は、不必要に**利用者**のために往診を求め、または**利用者**を病院もしくは診療所に通院させてはならない。

3 施設の医師は、**利用者**のために往診を求め、または**利用者**を病院もしくは診療所に通院させる場合には、当該病院または診療所の医師または歯科医師に対し、当該**利用者**の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 施設の医師は、**利用者**が往診を受けた医師もしくは歯科医師、または**利用者**が通院した病院もしくは診療所の医師もしくは歯科医師から 療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第22条 施設は、**利用者**の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う。(看護及び医学的管理下における介護)

第22条 看護及び医学的管理の下における介護は、**利用者**の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、**利用者**の病状及び心身の状況に応じ適切な技術をもって行う。

2 施設は、1 週間に2 回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、または清拭する。ただし、**利用者**本人の体調及び意向を尊重する。

3 施設は、**利用者**の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。

4 施設は、おむつを使用せざるを得ない**利用者**のおむつを適切に取り替える。

5 施設は、前各項に定めるほか、**利用者**に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

6 施設は、その**利用者**に対して、**利用者**の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせない。

(食事の提供)

第 23 条 **利用者**の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに適切な時間に行うよう努める。

2 **利用者**の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努める。

(相談及び援助)

第 24 条 施設は、常に**利用者**の心身の状態、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、**利用者**またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第 25 条 施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。

2 施設は、常に**利用者**の家族との連携を図るとともに**利用者**とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(調査への協力)

第 26 条 施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、**利用者**の心身の状態を踏まえ、妥当かつ適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うように努める。

(相談及び援助)

第 27 条 **利用者**またはその家族に対して、その求めに応じて適切に応じるとともに、必要な助言その他の情報提供を行う。

(勤務体制の確保等)

第 28 条 施設は、**利用者**に対して適切な介護保健施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくこととする。

2 施設は、当該施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、**利用者**の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を次の通り設ける。

- ① 採用時研修採用後 3 ケ月以内 ② 継続研修年 2 回

(職員の服務規律)

第 29 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) **利用者**に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 30 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 31 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団黨会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 32 条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 29 条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償責任を速やかに行うものとする。

4 事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成を行うものとする

(事故発生時の対応)

第 33 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(協力医療機関等)

第 34 条 入所者の病状の急変及びサービスの提供体制の確保等のため、協力医療機関等を以下に定める。

- ① 協力医療機関 尼崎新都心病院(内科、循環器科、脳神経外科)
- ② 協力医療機関 大原病院(内科、外科、整形外科、リハビリテーション科)
- ③ 協力医療機関 西宮協立脳神経外科病院(脳神経外科、整形外科)
- ④ 協力医療機関 日本生命済生会付属日生病院(内科、神経科、外科、皮膚科)
- ⑤ 協力歯科医療機関 福森歯科クリニック(歯科、口腔外科)

(身体拘束等)

第 35 条 施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(褥瘡対策等)

第 36 条 施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(虐待防止に関する事項)

第 37 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、サービス提供中に、当施設従業者または扶養者(利用者の家族等高齢者を擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに これを市町村に通報するものとする。

第 6 章 利用者の留意事項

(利用資格の確認)

第 38 条 利用者は、施設申込に際して被保険者証を提示し、被保険者資格‘介護認定の有無及び要介護認定の期間を明らかにしなければならない。

(保証人の認定)

第 36 条 利用者は施設入所に際して、事業者が用意する入所申込書、サービス提供契約書に署名捺印して提出するとともに、適切な保証人を立てて報告するものとする。

(日課の励行)

第 37 条 利用者は計画担当介護支援専門員等の作成した施設サービス計画に基づいた日課を励行し、集団生活の秩序を保ち相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第 39 条 **利用者**が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届ける。

(衛生保持)

第 41 条 **利用者**は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生保持のために事業所に協力する。

(禁止行為)

第 42 条 **利用者**は、事業所内において次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃、または、自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔、またテレビ、ラジオ等の音を必要以上に大きく出し、静穏を侵すなどで他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で喫煙あるいは火気を用いること
- ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- ⑥ 同時に利用している他の入所者に関する秘密を漏らすこと。
- ⑦ 金銭または物品により賭け事をする事。
- ⑧ 無断で備品の位置または形状を変えること。

2 上記各号に規定する事項は、**利用者**の家族にも適用する。

(退所の勧告)

第 43 条 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻繁に繰り返す場合にあっては、施設は**利用者**及びその保証人に退所を勧告する場合がある。

2 サービス提供契約書及び施設サービス計画に規定されたサービスを受けた利用者が、故意または重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費等を指定する期限のうちに納めなかった場合には、保証人にその旨を報告し退所を勧告する場合がある。

3 **利用者**が当該施設入所の対象でなくなった場合、または保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この検討結果により退所を勧告する場合がある。

(利用者負担の額)

第 44 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料を参照。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その**利用者**に負担させることが適当と認められるものであり、かつ、**利用者**ごとに算定されるもの。

(5) 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

(6)施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者または家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(7)上記利用料に関しての具体的な額は別途「利用料金表」を提示する。

(利用料に含まれない費用)

第 43 条 前条に規定される利用料には、協力医療機関等から提供される医療および、指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用を含まない。

第 7 章 非常災害対策の計画

(非常災害対策)

第 45 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1)防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)

2 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)

3 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し点検の際は、防火管理者が立ち会う。

4 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

5 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

6 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年 2 回以上

(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)

② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。(業務継続計画の策定等)

7 施設は、6 に規定する訓練の実施に当り、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 46 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画変更を行う。

第8章 その他事業の運営に関する重要事項

(管理者による管理)

第47条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できるものとする。

(管理者の責務)

第48条 施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(衛生管理等)

第49条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(掲示)

第50条 施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を自由に閲覧出来るよう配備する。

(秘密保持)

第51条 施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 52 条 施設は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該施設からの退所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 53 条 施設は、提供した介護保健施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるために次の窓口を設置する。

① 電話 06 ― 4565 ― 5500 ② FAX 06 ― 4565 ― 3900

2 施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供もしくは掲示の求め、または当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市長村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うように努める。

3 施設は、提供した介護保健施設サービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ)が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第 54 条 施設はその運営に当たり、短期入所者及び通所リハビリテーション利用者、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

(暴力団の排除)

第 56 条 事業者及び管理者が暴力団員等でないものとする。また、運営が暴力団等の支配を受けないものとする。

(会計の区分)

第 57 条 施設は、介護老人保健施設の事業の会計と医療法人社団薫会が行う他の事業の会計を区分すると共に、介護保健施設サービス事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

2 介護老人保健施設は、介護保健施設である介護老人保健施設と居宅サービスである通所リハビリテーション事業所と短期入所療養介護事業所の 3 種に関して一括になされていることを鑑みて、人件費及び食材料費、水道光熱費、地代家賃等に関しては、それぞれ提供食数や収入額等の適切な指標を用いて按分するものとする。

(記録の整備)

第 58 条 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておく。

2 施設は、利用者に対する介護保健施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(広告)

第 59 条 介護老人保健施設について広告をする場合においては、別に厚生労働大臣が定める規定に従う他に、その内容が虚偽または誇大なものを広告しない。

(その他運営に関する重要事項)

第 60 条 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団黨会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 17 年 1 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。